

事業報告書の提出に電子申請を積極的にご活用下さい！

電子申請のメリット



みやぎハローワークキャラクター

「ガンちょうさん」



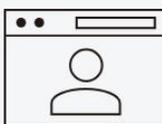
役所の窓口がしまっても大丈夫

時間にとらわれず、24時間いつでも、申請することが可能になります。
夜間や休日でも手続きができます。



どこからでも申請可能

自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で申請することができます。



マイページで状況をすぐに確認

申請した手続は、ご自身のマイページ上に一覧で管理され、処理状況や提出先機関からの通知等をいつでも、どこからでも確認できます。



パソコン上だけで手続が完了

自宅や職場のパソコンから、申請・届出から電子納付、公文書の取得までを一貫して行えます。
行政機関の窓口へ出向かなくてすむため、移動時間や待ち時間を気にする必要はありません。

電子申請までのステップ

- 1) e-Govアカウントの取得
- 2) アプリケーションのインストール
- 3) e-Gov電子申請システムにて事業報告書を提出！



URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/about-appli/>

ご利用にあたっての注意事項

- ・電子申請でご提出いただいた場合は、受理印を押印した紙の控えはお返ししません。提出後の審査状況については、上記ステップにてインストールしたe-Gov電子申請アプリケーション内の、「申請案件一覧」の「申請案件状況」よりご確認頂けます。
- ・提出後、審査完了までには相当期間お時間を頂きますので、予めご了承下さい。
- ・労働者派遣事業報告書や有料職業紹介事業報告書といった複数の報告を同時に申請する場合は、1つの申請にまとめるのではなく、必ず報告の種類ごとに申請を分けてください。

お問い合わせ先

申請内容に関すること : 宮城労働局職業安定部需給調整事業課 TEL 022-292-6071

電子申請の利用方法に関すること : e-Gov 利用者サポートデスク TEL 050-3786-2225

URL: <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>